

◎新潟県告示第150号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年2月17日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年2月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社realize 代表取締役 多田 公栄
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県長岡市乙吉町600番地1
- 4 許可番号 新潟県知事（般-26）第43108号
- 5 処分の内容 大工工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社realizeの役員は、犯人蔵匿及び大麻取締法違反により、新潟地方裁判所長岡支部から懲役2年（執行猶予3年）の判決を受け、平成28年7月13日にその刑が確定している。

このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。